ふじみ野市自治基本条例 (原案) 逐条説明

平成〇〇年〇月〇日 条例第〇〇号

目次

前文

第1章 総則(第1条一第3条)

第2章 自治の基本理念及び基本原則 (第4条・第5条)

第3章 市民の権利及び責務(第6条)

第4章 市議会及び市長等の役割及び責務(第7条一第9条)

第5章 市民によるまちづくり (第10条一第12条)

第6章 市民投票(第13条)

第7章 市政運営(第14条—第28条)

第8章 国、県及び他の地方公共団体等との関係(第29条・第30条)

第9章 見直しと改正(第31条)

第10章 補則(第32条)

附則

(前文)

ふじみ野市は、平成17年10月1日に旧上福岡市と旧大井町とが合併して誕生しました。古くは江戸と川越を結ぶ陸路と水運の要所として栄え、現在は、首都東京の近郊都市として発展しています。

平成12年に地方分権一括法が施行され、国からの権限移譲が進み、 地域のことは地域で決定し、自己の責任で解決することが求められるよ うになりました。

わたしたちふじみ野市民は、この地域に生きた人々が築き上げてきた歴史や文化、そして恵まれた自然環境を大切にしながら、互いを尊重し、協力し合って、理想のまちを実現し、将来の世代に引き継がなければなりません。

そのために、一人ひとりが地方自治の主体であることを認識し、身近なところから市政に参加し、協働することにより、まちづくりに取り組むことを決意し、ふじみ野市における自治の基本としてこの条例を制定します。

●説明

前文では、平成12年4月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(通称「地方分権一括法」)が施行されたことにより、国から地方公共団体に多くの権限移譲が進み、自己決定と自己責任が求められるようになったこと、そして市民・市議会・市長等が連携、協力して市民が目指す理想のまちづくりを実現して次世代に引き継ぐこと等、

自治基本条例制定の趣旨を謳っています。

自治基本条例は市民が主体の地方自治を基本としたまちづくりを推進するため、市民の市政への参加と協働の仕組み、自治の基本理念や原則及び市民、市議会、市長等の役割と責務を規定した条例であり、ふじみ野市における自治の基本となるものです。

前文にある「理想のまち」とは、本条例原案の作成に先立って実施した市民アンケート等の結果により、

- ・人権尊重を基本にすること
- ・子育てや教育・医療・福祉などの充実
- ・安全・安心の確保
- ・環境の保全
- ・ 市内産業の振興
- 市民相互の信頼

などを目指したものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念及び基本原則を定めることにより、 市民の権利及び責務、市議会及び市長等の役割及び責務並びに市政運 営の基本的事項を明らかにし、市民の参加と協働による市民主体の自 治を推進し、豊かで住みよい理想の まちを実現することを目的とす る。

●説明

第1条は、本条例の目的について規定しています。

自治の基本理念及び基本原則を定めることにより、市民主体の自治を推進し、豊かで住みよい理想のまちを実現することを目的とします。

地方自治の二元代表制を根幹に、市民、市議会、市長等が協力してま ちづくりを行うため、それぞれの役割及び責務並びに市政運営の基本的 事項について各条で明らかにしています。

(位置付け)

第2条 この条例は、ふじみ野市(以下「市」という。)における自 治の基本として位置付けられるものであり、市民、市議会及び市長 等は、この条例を最大限に尊重しなければならない。

●説明

第2条は、本条例の位置づけについて規定しています。

本条例をふじみ野市の自治の基本と位置づけ、諸条例等の基本となるものとして、市民、市議会、市長等は本条例を最大限に尊重しなければ

ならないとしました。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内で居住、就労、就学並びに事業その他の活動をする 個人及び団体をいう。
 - (2) 市長等 市長及び市長以外の執行機関(教育委員会、選挙管理 委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査 委員会及び水道事業管理者)をいう。
 - (3) 参加 市民が主体的に市の施策等の立案、実施、評価及び見直しの各段階に関わることをいう。
 - (4) 協働 市民、市議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務の もと、互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、 目的を共有し、対等な立場で連携及び協力して活動することをい う。

●説明

第3条は、本条例で使用する用語のうち、共通理解をしておく必要がある重要な用語について、定義しています。

(1)市民 地方自治法第10条第1項では、「市町村の区域内に住所を 有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」 と規定しており、住民には、自然人、法人の双方を含みます。

ふじみ野市のまちづくりは、これまでも住民がまちづくりの主体となって進めていますが、豊かで住みよい理想のまちを実現するためには市内に居住している者(住民)に限定するのではなく、市に係わる様々な人々の協力を得ながら、進めることが重要との考えに基づいて市民の範囲を広く捉えました。

なお、市民の参加には地方選挙など住民に限定する領域があることから、本条例第13条の市民投票においては、市民を限定しています。

- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平 委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者か ら成るふじみ野市の執行機関を総称して「市長等」と定義しています。
- (3) 参加 市民は二元代表制を踏まえ、市政における施策等の過程で 意見や提案を表明できる他、立案、実施、評価及び見直しの各段階で、 自発的、主体的に市政に係わることをいいます。
- (4)協働 市民、市議会及び市長等が、共通の目的を実現するため、 情報を共有し、それぞれの役割と責任を分担し、対等な立場で自発的、 主体的に連携・協力して取り組むことをいいます。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

(自治の基本理念)

- 第4条 市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)市民、市議会及び市長等は、市民主体の自治を推進するものとする。
 - (2) 市議会及び市長等は市民の意思を反映した市政運営を行い、市民 は相互の立場を尊重し、自主的、自発的にまちづくりに協力するも のとする。
 - (3) 市議会及び市長等は、自主的な判断により、自立したまちづくりを行うものとする。

●説明

第4条は、自治の基本理念について規定しています。

自治の基本理念とは、市民主体の自治を実現するための基本的な考え方をいいます。

なお、自助、共助の概念もこの中に盛り込まれています。

第2号の「自主的」とは、他から干渉や保護を受けず、自らの判断で行動することをいい、第3号の「自立したまちづくり」とは、健全で安定した持続可能なふじみ野市の行財政運営をいいます。

(自治の基本原則)

- 第5条 前条に規定する自治の基本理念を踏まえ、市における自治の基本原則は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)市民、市議会及び市長等は、相互にまちづくりに関する情報を共 有するものとする。
 - (2)市民、市議会及び市長等は、市民の参加を基本としてまちづくりを行うものとする。
 - (3)市民、市議会及び市長等は、協働によるまちづくりを基本とするものとする。

●説明

第5条は、自治の基本原則について規定しています。

自治の基本原則とは、市民主体の自治に共通する基本的な行動原則をいいます。

前条で定めた自治の基本理念に基づいて、3つの基本原則を定めました。

第3章 市民の権利及び責務

(市民の権利及び責務)

- 第6条 市民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有するものとする。
 - (1) 市政に参加する権利
 - (2) 市政運営に関する情報を知る権利
 - (3) 法令又は条例等の定めるところにより、行政サービスを受ける権利
- 2 市民は、自治の主体であることを自覚し、前項に規定する権利の行 使に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1)市民相互の立場及び意見を尊重し、まちづくりの推進に努めること。
- (2)市政に参加及び協働する上で、自らの発言、決定及び行動に責任を持つこと。

●説明

第6条は、市民の権利及び責務について規定しています。

第1項で市民が有している権利を明らかにしました。

- ①多様な参加の機会を捉えて市政に参加する権利です。
- ②市政に関する情報を知る権利です。なお、本条例中の関連条項は、 第16条(情報共有及び説明責任)、第17条(情報公開)です。
- ③法令又は条例の定めるところにより、行政が提供するサービスを 受ける権利です。

なお、市内に居住している市民以外、受けることができない行政サービスもあるため「法令又は条例等の定めるところにより」としました。

また、市民が市政に参加しないこと、出来ないことをもって、行政 サービスの提供の拒否や不利益を受けないことも市民の権利と考えま す。

第2項は、第1項に規定した市民の権利を行使する上での、市民の 責務を明らかにしました。

- ① お互いの立場及び意見を尊重し、まちづくりの推進に努めることです。
- ②市政に参加及び協働する場合、自らの発言や行動に責任を負うことです。

ここでは、市民の権利と責務は表裏一体であることも意味しています。

市民の参加及び協働は個人の自発的、主体的な行動であって、決して義務や強制を意味するものではありません。

第4章 市議会及び市長等の役割及び責務

(市議会及び市議会議員の役割及び責務)

- 第7条 市議会は、市民の意思が市政運営に反映されるよう、議案を審議し、及び議決しなければならない。
- 2 市議会と市議会議員は、市民の意思が市政運営に反映されるように 政策を立案するよう努めなければならない。
- 3 市議会は、市民の意思が市政運営に反映されているかを調査し、及 び監視しなければならない。

●説明

第7条は、市議会及び市議会議員の役割と責務を規定しています。 市議会は地方自治法の定めにより、直接選挙によって信託をうけた 市民の代表者からなる議事機関であり、本条例の自治の基本理念・基 本原則に基づいて市民の意思を反映した議会運営に努めるものとしま した。

(市長等の役割及び責務)

- 第8条 市長は、市の代表として、自らの発言、決定及び行動に責任を 持ち、市民の意思を反映した市政運営に努め、地方自治法(昭和22 年法律第67号)その他の関係法令に定める権限を公正かつ誠実に執 行しなければならない。
- 2 市長等は、その権限の行使に当たっては自治の基本理念及び自治の 基本原則にのっとり常に市民の権利を保障することを基本としなけ ればならない。
- 3 市長等は、効果的かつ機能的な組織及び制度を構築するとともに、 市の職員の職務の遂行に必要な能力の開発及び向上に努めるものと する。

●説明

第8条は、ふじみ野市を統括し代表する市長等の役割と責務を規定 しています。

市長は地方自治法の定めにより、市民の直接選挙によって信託を受けた市を代表する職位にあり、その責任は重く自らの発言、決定行動に責任を持ち、本条例の自治の基本理念・基本原則に基づいて市民の意思を反映した市政運営に努めるものとしました。

また、第3項ではそのために必要な組織の構築と職員の能力の向上に努めるものとしました。

(市の職員の責務)

- 第9条 市の職員は、法令を遵守し、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
- 2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の習得及び自己研さ んに努めるものとする。

●説明

第9条は、市の職員の責務について規定しています。

市職員は、地方公務員であることを自覚し、全体の奉仕者として法令や条例等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行し、自らの能力の向上に努めるものとしました。

第5章 市民によるまちづくり

(参加)

- 第10条 市民は、多様な参加の機会を捉え、積極的な参加に努めるものとする。
- 2 市議会及び市長等は、多様な参加の仕組みを整備し、市民の参加を 推進するよう努めるものとする。

●説明

第10条は、市民によるまちづくりの参加について規定しています。 地方分権改革とともに、自治体には地域の実情に即した施策が求め られています。市議会及び市長等は、市民の参加によるまちづくりを 推進するため、多様な参加の仕組みの整備に努めるものとしました。

参加が強制とならないようにするには、今後の仕組みづくりの中で 工夫が必要と考えます。

多様な参加とは、第11条(協働)、第12条(コミュニティ)、第13条(市民投票)、第20条(パブリック・コメント)、第21条(提言及び苦情への対応)の他に市政モニター、委員会、市長と市民との対話集会、各種アンケート等への回答、各種事業・ボランティア活動への参加等が考えられます。

(協働)

第11条 市民、市議会及び市長等は、協働の仕組みを整備し、協 働の推進に努めるものとする。

●説明

第11条は、まちづくりに関して市民と市議会及び市長等の協働 について規定しています。

地方分権改革とともに、自治体には地域の実情に即した施策が求

められ、市民、市議会及び市長等が対等な立場を尊重して、協働に よるまちづくりを推進するため、協働の仕組みの整備に努めるもの としました。

協働することが強制とならないようにするには、今後の仕組みづくりのなかで工夫が必要と考えます。

(コミュニティ)

- 第12条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながりを基に、 共通の目的を持って活動する市民の団体)活動を通して、共助の精神 を育み、地域の課題の解決並びに世代を超えた交流及び学びあいに努 めるものとする。
- 2 市議会及び市長等は、コミュニティの主体性を尊重し、その自主性 及び自立性を損なわずに、コミュニティ活動並びに必要な人材の育成 を支援するよう努めるものとする。

●説明

第12条は、コミュニティについて規定しています。

コミュニティとは、多様な人と人とのつながりを基に共通の目的を 持って活動する市民の団体をいいます。

市民は、可能な範囲で地域の多様な課題解決並びに世代を超えて、助け合い、支えあい、学びあいに努めるものとしました。

市議会及び市長等は、コミュニティの自主性や自立性を損なうこと がないよう支援に努めるものとしました。

第6章 市民投票

(市民投票)

- 第13条 市長は、市政運営に係わる重要事項の方向性を確認するため、市民投票を実施することができる。
- 2 市民及び市議会議員は、市民投票を発意することができる。
- 3 前項における市民とは、ふじみ野市に在住し、市議会議員及び市長 の選挙権を有する者をいう。
- 4 市民投票の実施については、別に条例で定める。

● 説明

第13条は、市民投票について規定しています。

本条は、自治の基本理念に基づき、「市政運営に係わる重要事項」について市民(別に定める投票権者)が投票することによって、その意思を直接確認する制度を定めています。

市民投票は多くの市民の意向を直接把握して、市民参加を制度とし

て保障する仕組みといえます。

「市政運営に係わる重要事項」とは、市民の生活及び自治の根幹に 重大な影響を及ぼす事項をいいます。

第3項では、市民投票を発意することができる「市民」を「ふじみ野市に在住し、市議会議員及び市長の選挙権を有する者」とし、第3条の市民の定義と分けています。

市民投票の請求及び実施に関する手続きその他必要な事項は、別に条例で定めるとしました。

第7章 市政運営

(総合計画)

第14条 市長は、市民が参加する組織をもって、総合的な行政計画と しての最上位計画である総合計画を議会の議決を得て策定するもの とする。

●説明

第14条は、市の総合計画について規定しています。

「ふじみ野市総合振興計画」が存在していますが、地方自治法の一部改正(平成23年8月1日施行)により、基本構想の策定義務がなくなりました。

しかし、総合的かつ計画的な行政運営をはかるために、長期基本計画は今後も必要であることから、総合計画の策定は継続すべきとして定めました。

ふじみ野市においては、総合的な行政計画の最上位と位置づけ、 地方自治法第96条に基づいて議会の議決を得るものとしました。

(財政運営)

第15条 市長等は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行うものとする。

●説明

第15条は、財政運営のあり方について規定しています。

市長等は、市民の意思を反映した市政運営を推進する上で、財政基盤の健全化及び計画的で持続可能な財政運営を行うものとしました。

(情報共有及び説明責任)

- 第16条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的 に提供するとともに、様々な手法により市民の意見の把握に努め、市 民との情報の共有を図るものとする。
- 2 市長等は、施策の実施及び結果並びに財政状況について市民に分か りやすく説明するものとする。

●説明

第16条は、情報の共有と説明責任について規定しています。

本条は、自治の原則(第 5 条)及び市民の権利及び責務(第 6 条)に基づくもので、市議会及び市長等と市民が市政運営に関する情報を共有することで市民の市政への参加と協働の推進を図るものとし、また市の施策や財政状況等について、分りやすく説明し、透明性を高めるものとしました。

(情報公開)

- 第17条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保 障するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等 の保有する情報を、原則公開するものとする。
- 2 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、審議会等の会議を原則公開するものとする。

●説明

第17条は、情報公開について規定しています。

本条も、自治の基本原則(第5条)及び市民の権利及び責務(第6条)に基づくもので、市議会及び市長等は、市が保有する市政運営に関する情報を原則公開するものとします。

ただし、個人に関する情報、法人・個人が不利益になると認められるもの、公正かつ適正な決定に著しく支障が生じるもの等の情報については、公開は出来ません。

(個人情報保護)

第18条 市議会及び市長等は、基本的人権である個人の尊厳を確保する ため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を保護す るとともに、自己に関わる個人情報の開示請求等の権利を保障するも のとする。

● 説 明

第18条は、個人情報保護について規定しています。

市議会及び市長等は、市が保有する個人情報を適正に取り扱い、人

権を守り市民の権利を保障するものとしました。

(委員等の選任)

- 第19条 市長等は、審議会及び委員会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の根拠を含めた手続について透明性を確保するよう努めるものとする。
- 2 市長等は、委員等の選任に当たっては、男女共同参画の本旨にのっ とった男女の構成比等の多様性に配慮するものとする。
- 3 市長等は、委員等の選任に当たっては、公募による市民を委員等に 選任するよう努めるものとする。

●説明

第19条は、委員等の選任について規定しています。

本条は、法令の定めにより設置される審議会、また私的諮問機関としての各種委員会等の委員の選任に当たっては、公平性、透明性を確保するため、専門的な知見の他、年齢層、居住地域、男女の構成等に配慮のうえ、市民から公募することとし、偏った声、権限及び権力の集中を極力避けることを意味しています。

(パブリック・コメント)

- 第20条 市長等は、市民生活に大きな影響を与える条例及び計画等の制定等に当たり、事前に当該の案を公表し、広く市民の意見を聴取するものとする。
- 2 市長等は、聴取した市民の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、聴取した意見に対する市長等の考え方を公表するものとする。

●説明

第20条は、パブリック・コメント(意見公募)について規定しています。

市長等は市民生活に重大な影響を及ぼす条例及び計画等の制定等に当たっては、事前に市民の意見を聴き、十分に考慮のうえ意思決定をし、その考え方を公表するものとしました。

(提言及び苦情への対応)

- 第21条 市長等は、市民から市政運営に関する意見、要望及び提案(以下「提言」という。)並びに市民の生活に関する苦情(以下「苦情」という。)があったときは、速やかにその内容を精査して、適切な対応措置を行うよう努めるものとする。
- 2 市長等は、有効と判断した提言については、市政運営に反映させるための仕組みを整えるとともに、提言の内容及び対応措置の概要を公表するものとする。
- 3 市長等は、寄せられた苦情について、改善を要すると判断した ものには、速やかに是正措置を行い、再発防止等の適切な措置を 講じるとともに、その内容及び対応措置の概要を公表するものと する。

●説明

第21条は、提言及び苦情への対応について規定しています。

市長等は、市政運営に関する市民の提言等について、内容を精査 して適切な措置を行うよう努め、有効な提言については市政運営に 反映させるための仕組みを整え、その内容を公表するものとしまし た。

市民からの苦情等についても改善を要すると判断したものには、 是正措置を施し再発防止に努め、その内容を公表するものとしました。

提言と苦情は市民にとって身近なところから市政に参加できる糸口ともなります。

(行政手続)

第22条 市長等は、市民の権利及び利益の保護に努め、市長等が行う 許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確 保及び透明性の向上を図るものとする。

●説明

第22条は、行政手続について規定しています。

市長等は、市民が行う届出や申請等の手続きについて、市民の権利及び利益を保護するための基本的事項を定めるものとしました。

行政手続を明記しておくことは、行政運営の公正と透明性を確保し、 市民の権利利益の保護を図るために重要と考えます。

(行政評価)

- 第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、 行政評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することが できる仕組みを取り入れるよう努めるものとする。

●説明

第23条は、行政評価について規定しています。

行政評価とは、市が行う政策、施策、事業等について一定の基準・ 視点に従って、客観的視点に立って評価し、その結果を改善に結びつ ける手法を言います。

本条は市長等が、行政評価を実施し、その結果を公表するだけでなく、評価の過程に市民が参加することができる仕組みを取り入れるよう努めるものとしました。

(外部監査)

第24条 市民、市議会及び市長は、適正で効果的かつ効率的な市政 運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることがで きる。

●説明

第24条は、外部監査について規定しています。

監査とは、主に公金が適正に使われているかどうかを点検することであって、本条は市で実施している内部監査以外に、市民、市議会及び市長は外部機関による監査の実施を求めることができるものとしました。なお、実施に関する手続きについては別に条例で定めることになります。

(条例等の制定)

第25条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行う ため、条例、規則等を制定する権限をこの条例の趣旨に沿って活用 するものとする。

●説明

第25条は、条例等の制定について規定しています。

自主的かつ自立的な市政運営を行ない、多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに対応するために、市議会及び市長等は法の許す範囲内で、市の条例、規則等の制定又は改廃の権限を的確に活用するものとしました。

(法令遵守)

第26条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理保持の体制を整備し、常に適正かつ公正な市政運営に努めるものとする。

● 説 明

第26条は、法令遵守について規定しています。

「法令の遵守及び倫理保持の体制を整備」とは、市議会及び市長等の法令遵守(コンプライアンス)や倫理の保持のための職員研修制度や倫理に関する条例の整備を意味します。

(公益通報)

第27条 市長等は、適正な市政運営を確保するため、市政運営に関わる違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じるものとする。

●説明

第27条は、公益通報について規定しています。

本条は、法令遵守(コンプライアンス)を確保するため、公益通報を行った市の職員等が不当な取り扱いを受けず、保護されるべき体制の整備と適切な措置を講じることを定めたものです。

「市の職員等」には、市の職員のほか、市が委託する事務事業の 受託者の従業員等も含まれます。

(危機管理)

- 第28条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測 の事態に備え、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、 又は生じるおそれがある災害等(以下「災害等」という。)に的確に 対応するための体制を整備するものとする。
- 2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速 やかに状況を把握するとともに、対策を講じるものとする。
- 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが 果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処するものとす る。

●説明

第28条は、危機管理について規定しています。

安全で安心な市民生活を確保するため、市長等は、常に災害等(自然災害、武力攻撃、テロ行為、重大事故等)の不測の事態に備え、体

制を整えておく必要があること、また不測の事態が発生した場合は、速やかに被害状況を把握して対策を講じるものとし、市民はそれぞれの役割を認識し、協力して災害等に対処するものとしました。なお、体制の整備とは、危機管理基本マニュアルの整備の他、地域防災計画に基く災害対策本部等の整備、国民保護計画に基づく国民保護対策本部等の整備などが挙げられます。

第8章 国、県及び他の地方公共団体等との関係 (国、県等との関係)

第29条 市は、市民に最も身近な地方公共団体として、国、埼玉県 等とそれぞれ適切な役割分担を踏まえ、対等な関係のもと行動する ものとする。

●説明

第29条は、国、県等との関係について規定しています。

地方分権改革により従来の上下・主従の関係にあった国、県と対等・協力の関係を目指して、それぞれの役割に応じて連携・協力し、政策と制度の改善等に努めるものとしました。

(他の地方公共団体等との関係)

第30条 市は、広域的な課題の解決と市民サービスを図るため、他の地方公共団体等との連携及び協力をするよう努めるものとする。

●説明

第30条は、他の地方公共団体等との関係について規定しています。 ふじみ野市単独で解決が困難な課題及び広域に渡る課題(例えば河 川、道路、公共交通、防災・防犯、環境等)に関して現在も連携及び 協力はされていますが、新たな課題に対して、国、埼玉県、近隣の自 治体と連携、協力して解決することが必要不可欠と考えます。

「他の地方公共団体等」には、国内外を含めた各種団体、商工団体、 教育・研究機関なども含まれます。 第9章 見直しと改正

(見直しと改正)

- 第31条 市長は、この条例を社会情勢の変化等に照らして見直しを 図ることができるものとする。
- 2 市長は、この条例を見直そうとするときは、事前に多様な方法で 市民の意見を聴取するものとする。
- 3 市長は、聴取した市民の意見を考慮して、この条例を見直し、改 正したときは、その内容を公表するものとする

●説明

第31条は、見直しと改正について規定しています。

本条は、社会経済情勢が著しく変化した場合、自治の在り方も、それに対応していくことが必要との考えの下、本条例の見直しの方法を 定めたものです。

市長は本条例見直しの責務を有しており、実施に当たっては、本条例がふじみ野市における自治の基本であることを認識し、通常の条例改正の手続きだけでなく、事前に広く市民の意見を聴くための措置を講じるものとします。また、聴取した意見を参考に見直し、改正したときは、その内容を公表するものとしました。

第10章 補則

(その他)

第32条 この条例の手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

●説明

この条例の手続き等に関し必要な事項については、別に条例・規則等で定めることとしています。

附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。